

平成30年6月

美里町教育委員会定例会議事録

平成30年6月教育委員会定例会議

日 時 平成30年6月29日（金曜日）

午後1時33分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 佐々木 信 幸

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

教育総務課技術主査 岩 淵 竜 也

学校教育専門指導員 木 田 真由美

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 2名

議事日程

- ・ 平成30年3月教育委員会定例会、4月教育委員会臨時会、4月教育委員会定例会及び5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告事項

第 2 教育長報告

第 3 報告第 9号 平成30年美里町議会6月会議について

第 4 報告第10号 平成30年度生徒指導に関する報告（5月分）

- 第 5 報告第 11 号 平成 30 年度学習・生活習慣調査（第 2 回）に関する報告
- 第 6 報告第 12 号 平成 30 年度美里町各小中学校の「学校教育力アップの具体策」について」

・ 議事

- 第 7 議案第 7 号 美里町指定史跡名勝天然記念物の指定について
- 第 8 議案第 8 号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について
- 第 9 議案第 9 号 職員の人事異動について

・ 協議事項

- 第 10 「平成 30 年度 美里町の教育」について
- 第 11 平成 31 年度使用教科書について
- 第 12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 13 学校再編について（継続協議）

・ その他

- 第 1 行事予定等について
- 第 2 平成 30 年 7 月教育委員会臨時会の開催日について
- 第 3 平成 30 年 7 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 平成30年3月教育委員会定例会、4月教育委員会臨時会、4月教育委員会定例会及び5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告事項

第 2 教育長報告

第 3 報告第 9号 平成30年美里町議会6月会議について

- ・ 議事

第 7 議案第 7号 美里町指定史跡名勝天然記念物の指定について

第 8 議案第 8号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について

- ・ 協議事項

第13 学校再編について（継続協議）

第10 「平成30年度 美里町の教育」について

第11 平成31年度使用教科書について

- ・ 報告事項

第 6 報告第12号 平成30年度美里町各小中学校の「学校教育力アップの具体策」について」

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項

第 4 報告第10号 平成30年度生徒指導に関する報告（5月分）【秘密会】

第 5 報告第11号 平成30年度学習・生活習慣調査（第2回）に関する報告【秘密会】

- ・ 議事

第 9 議案第 9号 職員の人事異動について【秘密会】

- ・ 協議事項

第12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

- ・ その他

第 1 行事予定等について

第 2 平成30年7月教育委員会臨時会の開催日について

第 3 平成30年7月教育委員会定例会の開催日について

午後1時33分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。今日は大変暑いようでございます。30度を超えているのでしょうか、大変暑い日にお集りいただきましてありがとうございます。

外を見ていますと、大豆の播種も終わって、麦の刈り取りも今日から始まったようでございます。どれぐらい収量、とれるのか、いっぱいとれればいいなと思っております。

学校のほうにつきましては、今日を含めまして終業式まであと14日間ということになってまいりました。1学期ということで、小学校、中学校、いろいろな行事がありましたけれども、滞りなく進んでいるということ、まず委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

昨日、学校と警察の連絡協議会というのがありまして、夏休み前に、どうしても長期休み前になってきますと子供たちも気持ちがウキウキとなってきて、そしてこの季節ですと行動範囲も大分広がってきます。そういったことを今のうちから先生方からご注意を、指導していただけるように、警察の生活安全課から講師を招きまして研修をさせていただいたという内容でございます。

そういったことで、14日間しかないんですが、いろいろと今度は夏休みを挟んで2学期に向けて進めていきたいなと思っております。

今日は、報告、議事、協議、その他、議事日程表に示させていただいたとおりでございますので、皆様の忌憚のないご意見、そして審議をお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

それでは、ただいまから平成30年6月教育委員会定例会を開きます。

議事日程表につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

本日の出席委員は教育長を含めまして5名全員でございますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長兼教育総務課長並びに教育総務課課長補佐が出席いたしております。また、一部の説明員としまして学校教育専門指導員、青少年教育相談員、場合によっては特別支援教育専門員、岩淵学芸員が出席することもございますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

まず、今日の日程表、ごらんのとおりでございますけれども、その都度委員の皆様にはお諮りを申し上げまして日程を入れかえる場合がございますことを、前もってお話をさせていただきたいと思っておりますがその時点でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、今日は、議事録の承認ということでございますけれども、このように平成30年3月、4月臨時会、4月の定例会、5月定例会の議事録がございますので、まず事務局から説明を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、事務局から議事録の承認につきまして説明させていただきます。

今回は、前回5月定例会のときにお渡ししました3月の定例会、それから4月の臨時会そして26日の告示日にお渡ししました4月の定例会と5月の定例会と、4回分の会議録の承認をいただくことになりました。委員の皆様にはお忙しい中確認作業をしていただきまして、ありがとうございました。

それで、指摘のありました部分について説明させていただきますと、まず、これまで会議録ということでお渡ししておりましたが、こちらにつきましては、今年の2月20日から大友新教育長になってから会議録ではなく議事録と記載するというので、3月から5月まで会議録とタイトルになっていますが、タイトルそれから中身に会議録と表現されている部分については、議事録と修正をさせていただきますと思います。

3月の定例会と4月の臨時会については、会議録を議事録に訂正という部分がほとんどでございましたので、口頭のみで、特にページ等は示しませんけれども、会議録という部分を議事録に修正をお願いしたいと思います。

続きまして、4月の定例会の議事録に移りたいと思います。こちらにつきましては、会議録を議事録に修正するほかに、8ページになりますが、教育長報告の中で下から2行目になりますが、「これとは別にですが、6月23日の間に平成32年度高校入試について」と追加をお願いしたいと思います。次に10ページをお開きいただきたいと思います。上から1行目の「なお、現在の教育長」の文章ですが、「7月1日が任期満了日ということで」とありますが、「7月1日が」をとっていただきまして、「任期満了を迎えます。」と修正をお願いします。最初から読みますと、「なお、現在の教育長、大崎市の青沼教育長先生ですが、任期満了を迎えます。」と修正をお願いいたします。4月の主な修正については以上になります。

引き続き、5月の議事録に移りたいと思います。

12ページをお開きください。

上から12行目、「議案第5号」の文章になりますが、「原案のとおり可決すること」とありますが、ここの「可」の字をとっていただきまして、「原案のとおり決することに」と修正をお願いします。

続きまして、20ページをお開きください。こちらは上から2行目になります。教育長の発言の中で、「世界農業遺産認定農地」とありますが、こちらは「農地」を削除願います。「世界農業遺産認定ということですね」という発言になります。

続きまして、28ページをお開き願います。

下から7行目ですが、「学校長から評議員さんに委任してもらおう」とありますが、こちらは「評議員さんに委嘱してもらおう」と「委任」を「委嘱」に修正をお願いします。

次は、39ページになります。

下から2行目です。「なかなか指導し切れていないとこともあるのかな」とありますが、こちらは「指導」ではなく「浸透」と修正をお願いします。読み上げますと、「なかなか浸透し切れていない」となります。

次は、41ページになります。

上から5行目の教育長の発言の中で、「なんだかんだご議論を」とありますが、この「なんだかんだ」は削除願います。

それから、5月の定例会の議事録39ページをお開きください。

こちらは、成澤委員の発言の修正になりますが、「何かどこかの中学校に行つて」という発言がありますが、こちらにつきましては「昨年、再編についての意見交換の際」と修正をお願いします。

各委員から指摘のあった主な修正点については以上になります。そのほか、軽微なてにをは等につきましては、教育長それから事務局で責任を持って修正をしたいと思いますので、この場におきまして会議録の承認をお願いしたいと思います。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、平成30年3月教育委員会定例会、4月の臨時会、4月の定例会、5月の定例会の議事録につきまして修正点を申し上げさせていただきました。以上のような議事録に修正するというので、委員の皆様方よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、軽微な変更が見つかった場合は、てにをはの部分ですね、こちらで修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

今日は、傍聴者の方がおいでになっております。写真の撮影を許可願いたいという申し出がございまして。傍聴者の皆様、私を写す分については構わないんですが、全体を写す場合という

ことになりまして委員の皆様のご許可を必要としますので、いかがでしょうか。よろしいですか、では、集中して教育長を写してもらおうということで、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしく願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、早速議事日程に入らせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

今回の指名につきましては、3番委員の留守委員、4番千葉委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） 続きまして、報告事項に入ります。

日程第2、教育長の報告について行います。

資料の準備をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。主な行事、会議等につきましてはごらんとおりでございます。先月の教育委員会定例会から昨日までの部分を載せてございます。

中を見ていただきますと、5月30日には指導主事訪問がございました。この指導主事訪問は今後も続くということになりますので、委員の皆様方、もしよろしければご参加をいただければと思います。

それから、6月12日から3日間でしたが、議会の6月会議が開催されてございます。

6月16日、これは加美町の宮崎で加美郡と遠田郡の中体連陸上大会が開催されました。結果の部分について一覧表がまだ届いていないので、今日は委員の皆様にはお示しすることがちょっとできないので申し訳ございません。

6月21日でしたが、特別支援教育の研修会ということで、各学校に配置しております特別

支援教育支援員それから教員補助員に集まっていたきまして、臨床心理士の西澤由佳子先生においでいただきまして、研修会をさせていただきました。確かに特別支援を要するお子さんたちに教員補助員さんが配置されているところがございますが、やはり1度ではなく2度、3度、講習会、研修会が必要なのかなというふうにも感じたところございました。今後検討させてもらいまして、何とか2回、3回と進めてまいりたいと思っております。

それから、6月23日土曜日でしたが、平成32年度から高等学校の入学入試制度が変わってまいります。その説明会を開催いたしました。約150人の参加をいただきまして、対象は保護者さんでございましたが、お子さんも一緒に出席されたところもありましたけれども、県の高校教育課からおいでをいただきまして説明をいただきました。この部分の資料につきましては、別途お手元に配付させていただきました。

それから、次の日、日曜日でしたが、町のPTA連合会のバレーボール大会がございまして、保護者同士の親睦を図られたということでございます。この大会、昨年度は小牛田中学校PTAが優勝でございましたが、連覇ということになりました。でもやっぱり親睦ですので、各学校関係なく、親睦されていたようでございました。

2ページ目に移ります。

6月26日、学校サポート事業訪問ということで、今年度からこのサポート事業が内容がちょっと変わってございまして、教育委員会からの申し出によってこの事業が展開される内容になってきました。今年度は美里町教育委員会のほうから各中学校区単位にサポート事業を実施してもらいたいということでお願い申し上げまして、宮城県総合教育センターから先生方、副所長を含め3名の先生方においでいただきまして、いろいろと指導を賜ったという内容でございます。行事については以上でございます。

主な報告事項でございますが、まず1点目、資料については3ページからになりますが、美里町の農業振興地域整備計画というものがございます。これの策定、変更について意見を求められたところございました。この内容は、現在農業振興地域整備計画につきましては、旧町単位に設定されております。これを一本化するということの策定でございまして、そういったことであればということで意義はありませんということで回答を申し上げたところがございます。

次に、2つ目、障害のある児童生徒の就学についてということでございます。ここの部分については、本町に転入されました児童について障害の部分の判定をしなければならないようなお子さんでございましたので、本来ですと心身障害児就学指導審査会を開きまして審査するこ

とになります。前の管轄の教育委員会のほうと協議をさせていただきました。審査会の会長に諮問をしたところでございます。会長の判断と、それから前におられたその管轄の教育委員会からの報告と合わせまして、特別支援学級の入級が適切であると判断いたしましたので、そのような形で入級をさせていただきました。なお、このことにつきましては、次回の心身障害児就学指導審査会へ報告することといたしております。

次に、3つ目でございます。資料は5ページからでございます。

平成31年度から使用します使用教科書採択基準等についてということでございます。このように、5ページ目ですと、宮城県教育委員会の教育長から示された採択基準、それから9ページにつきましては、大崎地区教科用図書採択協議会がありますが、こちらから諮問いたしました。どういった内容で開催していくか、選定していくかという部分について諮問いたしましたところ、9ページ、10ページ、11ページのような基本方針、日程表が答申されてきたというところでございます。ただ、10ページに日程表が載っておりますけれども、この部分については、後ほど改めてお話し申し上げたいと思っておりますが、少し日程がずれているところもございますので、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

次に、4点目でございます。資料は15ページになります。

第71回となりました遠田郡の中学校総合体育大会が開催されました。その結果一覧をここに示させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。このように、1位、2位、3位というところで、かなり本町の中学校が1位、2位を占めたところもありますので、委員の皆様方には開会式に臨んでいただきまして大変ありがとうございました。

次に、5つ目でございます。6月7日に議会全員協議会が開催されました。この部分につきましては、後ほど教育次長から説明を申し上げることになります。

続きまして、日程表でもお話ししましたが、平成32年度から始まります高校の入試制度について、そのときにいただきました補助資料1枚、両面刷りのものが1枚、それからパンフレットというんでしょうか、リーフレットでしょうか、これを参加された皆様方にお配り申し上げます。なお、このパンフレットにつきましては、学校にも示させていただいておりますので、ご一読をいただきたいと思います。

今まで、ここに、表紙にはあるんですけども、前期選抜と後期選抜という高校の入試制度があったんですが、それを一本化しまして、第1次募集として実施するという内容に変わっております。その第1次募集の中でも共通選抜と特色選抜の2通りに分かれるということになります。受験する生徒が共通選抜か特色選抜を選ぶものではないということですね。学校側

でそのどちらを優先して選抜していくかというのは、学校の判定になってくるという内容のものでございます。この補助資料は後でよくごらんいただければと思っております。

7点目でございます。今後における指導主事訪問につきましては、7月6日と7月10日、なんごう幼稚園と南郷中学校において行われることとなっております。8月、9月、10月、今後も続くということでございますので、日程が決まり次第、委員の皆様方にご報告させていただきたいと思っております。

以上、私からの報告ということになりますが、ここまでの報告で委員の皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。成澤委員。

○委員（成澤明子） 6月17日に、南郷高等学校の教育振興会ということだったと思うんですが、やっぱり南郷高校はこの地域の高校として、私はとっても大事だと思っているんですけども、そのときに話題になったことってどんなことだったんでしょう。

○教育長（大友義孝） 大変申し訳ございません。この日、午前中は消防の演習がありまして、午後からだったんですが、ちょっと事情がありまして、南三陸のほうに出向かざるを得なくなってしまったのです。それで、申し訳ありませんが、教育振興会のほうは欠席させていただきましたので、内容までは把握し切れておりません。その事情については、後ほどお知らせしたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 教科書採択のことについては、今日の協議事項の日程第11のところでも詳しく説明していただけるのでしょうか。

○教育長（大友義孝） そのつもりでおります。よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、ございませんか。なければ、教育長の報告については終了させていただきたいと思っております。

日程 第3 報告第9号 平成30年美里町議会6月会議について

○教育長（大友義孝） それでは次に、日程第3、報告第9号 平成30年美里町議会6月会議について報告を求めたいと思っております。

この件につきましては、教育次長、報告をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） それでは、報告第9号 平成30年美里町議会6月

会議についての報告をさせていただきます。

すみません、着座でお話をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、事前にお配りさせていただいておりましたので、概要のみをお話しさせていただきますと思います。

まず、資料を開いていただきますと、一般質問答弁メモというのがございます。ごらんになったことがあるかと思いますが、これは、議会が始まる前、定例会ですと一般質問というのが各議員から通告が出されます。その通告内容に沿ってあらかじめ答弁を各課あるいは副町長、町長、教育長を含めまして調整をしまして、町としての答弁調整をしたものをお話させていただき、答弁するという仕組みになっておりまして、これはそれぞれの議員から提出されました一般質問に対する最初の答弁になります。教育委員会の場合は、教育長が答弁に当たるということになりまして、この答弁メモの一番上の部分ですね、質問要旨・番号というところに各議員からの質問の内容がございまして、その次、答弁要旨というところに教育長が答弁する内容というのが記されております。

それで、今回4人の議員から一般質問が出されております。表紙の部分に書いてございますけれども、質問の順番から申し上げますと、第1日目に山岸三男議員から中学校建設用地適地選定等業務についてのご質問、2日目に入りまして手島牧世議員から中学校部活動について、学校再編について。佐野善弘議員から、美里町郷土資料館の運営について、美里町近代文学館の運営について。我妻 薫議員から平和行政についてという質問をいただいております。それで、1回目のご質問に対する答弁については、既にお配りした内容のとおりでございますので、その点について既にお目通しをいただいていると思いますので、省略をさせていただきたいと思います。

それで本日は、その後引き続きいただきました再質問と、再質問に対する教育長それから私あるいは町、副町長等も答弁しておりますので、その内容を簡単にですけれどもお話をさせていただきますと思います。

最初に、山岸議員の中学校建設用地適地選定等業務についての再質問ですけれども、その選定の段階的な手法ですね、1次選定と2次選定の違いについてご質問がございましたので、まず、1次選定として最初に2ないし3カ所に絞りまして、その後2次選定で最後に1カ所に絞っていくという方針であることをお話ししております。

それから、その結果を受けて、10月ごろに説明会を実施するという内容をお話ししておりますが、その際には最終的な選定した1カ所について候補地として決まりましたという説明を

するのかというご質問がございました。それにつきましては、当然、1カ所に絞られるまでの過程には教育委員会あるいは町の総合教育会議等でも議論の対象とさせていただくと。その後、結果として教育委員会の方針を確認し、意見交換に臨んでいくというふうにお話をしております。

それから、内部検討委員会をつくるというお話を全員協議会でさせていただいておりましたけれども、その内部検討委員会でその内容を確定するものなのかというご質問をいただきました。それに対しては、適地選定につきましては土地の問題、インフラ、交通関係いろいろな要素が絡んできますので、委託業者から提案をされた内容について、庁舎内の関係部署、関係する課の代表の委員に出ていただいて、それを検証するという組織であるというお話をしております。あくまでも意見をいただいて、あるいはその情報を共有して、町としての方向性を見出していくという組織であるということで、そこはあくまでも決定する機関ではありませんというお話をさせていただいております。

それから、最終的に教育委員会なり町長が判断して決定したことを12月議会で説明という流れですかというご質問がありましたので、それに対しまして、住民の方々のご意見を頂戴しながら修正箇所があればそれも含めて教育委員会の内部で検討しますと。教育委員会で決定をした後に、財産取得の申し出を町長にさせていただく流れになりますという答弁をしております。これは、事務手続として必要なものであると。それから、一方では教育財産の廃止ということも当然出てくるということでこれは議案として、財産取得については議案になりますので、その際議員の皆様方にお諮りするという形になるという説明をさせていただいております。

あと、山岸議員からは、今年の6月に教育委員会でお示ししておりました中学校再編整備の具体化に向けてという説明資料ですが、それに対しては不備があったというご指摘をいただいております。それで、その資料をそのまま使うのかあるいは全部廃止してまたやり直すのかというご質問がありましたので、基本的には案は同じなんですけれども、いろいろご指摘をいただいた不備な部分を直しながら改善をしていくというお話をしております。以上が、山岸議員からの主な内容です。

次に、お二人目、手島議員からの再質問についてお話をいたします。

まず最初に、中学校の部活動指導員制度について、規則として4月4日に定めておりますというお話を、その前にお答えしておりましたので、その規則の内容について、特に身分や任用あるいは職務などについてのご質問がありましたので、私のほうから規則に基づきまして何条にはこういった内容というようなことを読み上げまして、お話しさせていただいております。

それから、部活動指導員の人を探している段階だという答弁に対しまして、いつから、何の部活で、3つの中学校のうちでどのように配置されるのかというご質問がありましたので、それについてはまだ見つかっておりませんので協議中ですという答えをしております。それに対して、内容がまだ未定で動いていないというふうにご質問をいただきましたので、実際は29年度の予算編成中の段階からお一人、部活動指導員になっていただけるというお話をいただいている方がいらっしゃいましたと。それで予算編成も組んでおりまして、県の申請もしておりますと。ただ、実際にお願いしようとしたところ、その方が都合が悪くなりましてお願いできなくなってしまったという状況をお話しいたしまして、その後、現在、中学校と調整をしておりますというお答えをしております。

それから、この事業自体が、現段階で補助対象になっているのかというご質問をいただきましたので、県から5月9日付で通知をいただきまして、5月17日に町から申請を出してございまして、県の補助の対象には既になっておりますというお話をしております。

続きまして、学校再編の質問になりまして、最初の一般質問の通告の中で、学校再編の中で3校を1校にするということはいつ決めたのかというような質問がありましたので、それに対して最初の答弁では学校再編ビジョンの中で中学校3校を1校にするという内容が出てまいりますので、その内容についてはいつ決めたのかという話だったので、6月22日の教育委員会定例会でそれを決めておりますというお話をしております。それで、5月の定例会議の中で、平成28年6月の定例会の前の定例会で、3校を1校にするという内容が出てくるのではないですかというご質問がありましたので、協議の中では当然出ておりますけれども、再編ビジョンそのものを教育委員会として決めたのが6月22日の定例会でしたので、その日にちをご説明いたしましたというお話をさせていただいております。それで、続きましての質問で、その5月の定例会の中で、教育委員さん方のフリートークでのお話の中で、学校が統合になるというインパクトを与えること、あるいは区長さん方には動員を呼びかけていただくとか、5年後には中学校が1つになっているんだよという説明をというお話をすれば説明を聞きに行かなくてはいけないねというところを、町民が感じていただくというようなところの会議録を、ご指摘をいただきまして、不適切というか教育委員会として信頼を失うような内容ではないんですかというご質問をいただいておりますが、それに対しましては、あくまでも説明会にどのようにしたら住民の皆様方に多く集まっただけなのかというその手法をいろいろ話し合っている内容でございますので、決してそのような信頼を失うような内容ではないという答弁をさせていただきます。

それから、やはり1校にするというのを、庁議の中や総合教育会議の中でどこで決まったのかというようなところをご質問されてございますけれども、やはり教育委員会としては、再編ビジョンの中で3校を1校にするという内容を示しているというところでございますが、平成26年の3月に審議会から答申をいただいております。その後、どのように会議を持たれたのかというご質問がございましたのでそれに対しましては、その答申をいただいた後、毎回継続審議ということで教育委員会の中ではお話をしておりますという答えをしております。

それから、環境審議会から答申をいただいた後、時間が大分かかっているのではないかと、再編ビジョンができるまでですね、そのようなご質問をいただいておりますけれども、その答申をいただいた後も継続的な審議をして、それから再編の整備に関する基本構想もつくりまし、学校教育環境整備方針というものを決めてそれから学校教育再編ビジョンを策定していると、順序立ててそういう作業をしておりますよというお話もしております。

それから、総合教育会議の中で、この学校の再編に関する話し合いは持たれたのかという質問がございました。それに対しては、町長自身が教育総合会議の中ではこれを協議しておりますという答えをしております。

それから、答申をいただいた内容ですね、これと教育委員会を出している再編ビジョンとの違いについてご指摘がありまして、教育委員会としましては、この答申自体が最初に出されたとき、これが平成26年3月なんですけれども、この中に最初のページの初めのところに「なお、本答申は近い将来の課題等を中心に調査審議したために、おおよそ平成30年度までの基本的な考え方を示したものであります」という記載がございます、ということで、答申書自体が5年間の一つの区切りとして出されているというお話をしまして、当然教育委員会ではその5年間だけの方向性を決めるわけではなくて、5年を過ぎた後も当然そのことも考えて協議した結果、現在の再編に関する考えを整理しておりますというお答えをしております。

あとは、住民に対する意見交換会のところを取り上げられまして、もともとの質問にどこどこで何回、何人説明会に参加されたのかという質問がありましたので、それに対しましては、何年度に開催したどこの会場に何人というのをきめ細かくご説明申し上げまして、最終的には60回、969人という人数の参加者があったというお話をしておりますが、それに対しましては、決して多くはないと。少ない人数だと感じているというお話がございました。それから、また、教育委員会の説明を聞いた住民の中には、もう決まっているんじゃないとか、町で決定したんじゃないかというふうに思っている方もいらっしゃるという説明がございました。それに対しましては、教育委員会としては、さらに今回、今年度もきちんと説明をしていきます

というお話をしております、最後に手島議員からは一層意見を話せるような場をつくっていただければというお話をいただいております。

長くなってしまってすみません。

続きまして、佐野議員の再質問につきましてお話をしたいと思います。

佐野議員のご質問は、最初に郷土資料館のことなんですけれども、昨年8月5日にオープンをしましたけれども、その後常設していないというところについてご指摘をいただいております。なかなか利用ができないという状況だということですね。まず、それに対しまして、町として文化財、郷土資料、展示する物についてどのようなお考えかという質問がありました。町としましては、現在ですが、古い時代の農機具や生活用品なども展示されておりますし、あとは発掘された文化財ということで土器等の資料などもあります。それから、後藤の朱槍という歴史的な価値のあるものもございます。それに加えて、行政資料、美里町になる前ですね、小牛田あるいは南郷にある古い行政資料なども文化財としての価値があるということをお話しましたが、そういった物につきましては、氏名あるいは住所といったような当時の方の個人情報ととられるようなものがあるので、それらをどのように展示していったらいいのかというのを今後検討させていただきというお話をしております。

それから、東北歴史博物館で行われている東大寺と東北というイベントを例に挙げられまして、町の中にも伊達藩にゆかりのある後藤家あるいは世界農業遺産、山神社や南郷の野田家とか、あるいは小牛田の鉄道の関係とかですね、そういった古くからの歴史あるものがたくさんあるので、何かそこにストーリー性を持たせて展示されたらいいのではないかというようなご提案がございました。それに対しまして、町としましてもやはり展示コーナーですね、それぞれテーマは今もありますけれども、全体的にどのように資料収集してどのように町民の方に見ていただくのかというコンセプト、そういったストーリー性などもきちんと筋道を立てて整理していくということで、方針や計画などきちんと準備しないといけませんねという話をさせていただいております。

それから、文化財の保護委員会というのがございます、そちらの会議録をごらんになった結果として、昨年8月の資料館のオープン前に、文化財保護委員の皆様方から、非常によい意見もいただいていると。いろいろと見識のある委員さんもいらっしゃるんで、そういった方々のご意見もよく聞いてやればよかったのではないかというお話と、それから8月にオープンした後の文化財の保護委員会の皆様の声を聞きますと、やはりきちんとした計画を持たずに郷土資料館をオープンしているということで、それに対してのやや失望したような感じのご意見も

あったようだということに触れられて、町としてきちんと計画性のある資料展示をするべきではないかというご提案です。それにつきましては、やはり文化財保護委員の方々のご意見、アドバイスなどをもう一度きちんとお聞きして、構想をつくりながら、町としては対応していきたいというお話をさせていただいているところです。

次に、後藤の槍について触れられまして、今どのような状態で展示されているのかというご質問がありまして、それにつきましては、今、近代文学館の2階に、長い5メートルほどの槍なものですから、それを展示できるケースを3月に購入して用意はしておりますと。ただ、実際は、展示する際に槍を乗せる展示台というんですか、台座のようなものが今なくて、まだそちらのケースには収納できていないというお話をしております、今、槍の柄の部分について従来ありました中央コミュニティセンターの展示箇所、それから、槍の先の部分ですね、これにつきましては短い白木の柄をつけまして郷土資料館のほうのケースにおさめておりますというお話をしておりますが、いずれその台座につきましては作成中なので、近いうちにきちんと展示ができるという話をさせていただいております。

それから、ボランティアの活用についてのご質問がございまして、ボランティアを募集するという計画が以前あったんですが、それはどうなっていますかという話がありまして、それにつきましては今年度9月から10月に募集をかけますという話をしております、ぜひそのボランティアの皆さんの活用をしてほしいというようなお話がありましたので、今ボランティアの皆様にも資料の整理やリストづくり、あるいは説明などができるように、ご協力をいただきたいということと、そういったボランティアに興味がある方はほかの資料館や施設などをよく見学されている方が多いですから、そういったご意見も聞きながら、新しい郷土資料館の展示方法などにもご意見をいただければという話をしております。以上が資料館の部分です。

続きまして、近代文学館のご質問に移りますが、大崎の図書館がオープンしてから利用者が減っているのではないかというご質問に対して、減っておりますというお話をしておりましたので、どのくらい減ったのかというご質問がありました。それで、平成28年度と29年度を比べますと、2,754人利用者の数が減っています。7%ほどマイナスです。ただし、この28年度というのは、大崎の図書館の閉館した時期がございまして、逆にそのせいで美里町の利用者が一次的に増えているんですね。なので、この減り方は実は多目に出ているだろうというお話をさせていただいております。

それから、今後の図書館のあり方について、図書選書会という手法について前の答弁でお答えしております、それはどういうものなのかというご質問がございました。それは、図書の

主に利用されている方々の中から、学生、主婦、子育ての世代、シニア世代など図書館の利用者の中から6人の方をお願いをしております。それからそれに加えて、近代文学館の運営審議会の委員、図書館の館長等を含めまして12名の構成で選書会を29年度に行っていると。これを30年度は3回ほど開きまして、皆様がどのような本を希望しているのか、あるいはそれをお聞きした後にそれが実際今の図書館にあるのかないのか、そういったところも含めて今後の図書購入の参考にしていきますというお話をさせていただいております。

それから、千葉亀雄記念文学室の運営についてのご質問ですけれども、今後どのようにしていくのかという再質問がありました。今年の1月から2月に大崎市の吉野作造記念館とのコラボ展ということ、交互に展示やシンポジウムなどをしたという実績がありまして、それも含めて今後も同じ年代に活躍されたジャーナリストや作家、そういった方も含めて調査をして、展示やそういったシンポジウムなども考えながらやっていきたいというお話をさせていただいております。それから、後藤先生も入っておられますけれども、千葉亀雄を読む会という会がございますので、そういった皆様からのご意見などもお聞きしながら、今後検討していきたいというお話をさせていただいているところです。それから、佐野議員からこのお話の中で、千葉亀雄さんを「チバカメ」というふうに略して語呂がいいということでご提案がありまして、漫画で「こち亀」という漫画がありますけれども、それと語呂が似ているということで、こういったのも皆様から受け入れられるんじゃないかと。それで「チバカメせんべい」とかそういったものを開発したらどうかというような、ちょっとご意見も出まして、産業振興課にも振られたんですけれども、リスクもあるでしょうけれども、ぜひやってみたいという方がいらっしゃれば新商品開発でご支援をしていきたいという産業振興課長のお話もあったところでした。

最後に、我妻議員のご質問ですけれども、平和行政についてということで、広島・長崎に学ぶの派遣事業ですね、これが3年に1回、今年度がそれに当たるんですけれども、派遣事業ではなくて被爆関係者ですね、被爆した人はかなりご高齢になっているのでそのご家族や関係者をお招きして、被爆当時のお話を聞くと。3つの中学校を順番に回って講演会をするという事業が今年あるんですけれども、それに対しまして、できれば派遣事業は続けるべきじゃないかというふうなご提案の趣旨のご質問だったと思います。教育長もそこで意見を求められまして、できれば継続という意味からもお願いしたいという気持ちはやまやまですというお話をその場ではしております。

あとは、チェルノブイリのDVDですね、前に我妻議員から教育委員会のほうにこういったDVDがあるのでごらんになってはかがかということでご提供いただいたんですね。これに

ついてその後どうだったのかというご質問がありましたので、教育委員会の中ではそのDVDを見ましたと。その後、購入しまして、町内の小学校、中学校等に配付をさせていただいているという答弁をしております。

再質問の主なところはこのような内容になっております。

次に、お配りしていた報告書の中の最後のほうに補正予算がございますので、そのことについてちょっとお話をいたします。

資料の23ページから、一般会計補正予算になっております。

5月の定例会の際に、このような内容で予算要求しますというお話はさせていただいたところでしたが、まず、歳入のほうでは教育費の県補助金ということで、子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業補助金199万9,000円を県補助金として見込んでおりますが、これが認めていただいております、次のページを開いていただきますと、歳出になります、10款、一番下の枠ですね、教育費教育総務費の事務局費の中に学力向上事業、これが先ほどの歳入の199万9,000円、100%の補助になっておりますけれども、こちらに計上している歳出となります。実は、昨日から学力向上事業のコーディネーターをしていただくことになっておりました木村先生においでいただいております、これから進める計画について今準備をさせていただいているということで、既に動き出しております。夏休みと冬休み期間、それから平日の放課後を利用して、中学生の生徒さんの学力向上を目的とした学習の時間をとっていただくというための事業になってございます。予算としては、ほとんどが報奨金になってございまして、今申し上げましたコーディネーターさんや、その支援をしていただく皆様方の報奨金となっております。

それから、共通経費のほうに上げておりますが、これは後々出てきますけれども、学校再編に向けた室を教育委員会の中に置かせていただきたいということで、お話をさせていただいておりますけれども、その際の非常勤の職員の人件費を計上したところでございます。

次のページなんですが、29ページの、中学校給食事業の70万円、これにつきましては、小牛田中学校の給食室の給湯設備がやはり老朽化でかなり破損したところがございます、3月に実は応急的な修繕をしておりますけれども、まだ露出配管のままで応急的にお湯が出せるようにしている状況ですが、これを夏休みに入りましてからきちっと修繕をするということで、この復旧の工事費になります。これは既に業者さんが決定しております、オノ技研というところに本日付で契約を結んだところでございまして、夏休みに入ってからお盆までの間に修繕をするという予定にしております。

以上、私から、6月会議についての報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ただいま報告をいただきました。この報告について、皆様方からご質問
ございますでしょうか。後藤委員、お願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 説明たいへんありがとうございました。

まず、佐野議員の郷土資料館と近代文学館の運営に関して、質問というか意見を申し述べたいと思うんですけども、郷土資料館の場合には、基本構想というのはまだ作ってなくて、できたときに僕は挨拶をしなくちゃならないので、挨拶のときに基本構想を早急に考えていきますというようなことを申し上げただけですけどもね、そのときに、どういうふうに基本構想を考えていったらいいのかというのを、今の文化財保護を担当している方1人だけではとても基本構想は無理だろうと。これは、文化財保護委員の中で、もう指摘されていることなんですね。それで、文化財保護委員会の中では、ボランティアを募って、例えば文化財保護委員をされている方で大変興味を持っておられる方、そういう方を募った形で基本構想を考えていったらどうだろうというような意見も出ているわけなんですね。この郷土資料館に関しまして、まだ、教育委員会の場で協議したことはありませんので、この点をどういうふうにしたらいいのか、協議する時間をつくっていただければと思っております。これはできるだけ早急にしなきゃならないことなので。僕も見にいったり、凧の展示なんかあると見に行ったりするんですが、忙しいからなんでしょうけれども、何の説明もないんです。この凧が飾ってこう……、それはやはり基本構想がきちっとしたのがなくて、凧展にする場合にはどういう、全国的にいろいろなものがありますよね、そういうものを考えながら展示しなきゃならないことなんですけども、そこまでまだいっていないような……、ですからぜひこれはみんないる場で、協議して考えたらいいのではないかと思います。

それから、次は、近代文学館の運営のことなんですけれども、これは、図書選書会、これを去年つくったのは、日本全国の図書館を見ますと大体だれが図書を選んでいるかといいますと、図書館の職員の方が選んでいるんですね。その選び方というのが、町民の方に知らせてはいないみたいなんですね。それとどういう方針のもとで、どういう選び方をしているのか、それははっきりしていない部分がありまして。それで、去年、そういうことを今の館長さんとお話して、住民からボランティアの形式で、こういう図書選定委員会みたいなものを設けてやっている図書館もあるんだよね、そういうのを美里の図書館でも考えたらいいでないかということから始まりました。それはまだ始まったばかりですから、多分去年は2回、今年は3回にして、その図書選書会が選んだ図書の範囲、お金のことも当然絡んできますので、それをだんだ

ん広げていくような形でやりましょうということで、やっています。

それから、千葉亀雄記念文学室のことに关しましては、これ、せつかく文学室があつても、活用まではいっていないんでないかと思うんだけどね。これも、どういふふうな活用をしたらいいのかというのを、この教育委員会で一度協議されたらいいんじゃないかと思うんだけどね。例えば、去年、2階のラウンジのところ、大崎の図書館を少しまねた形で学習できるところ、1階にしかないんで、あそこにつくったらいいのかというので4席設けましたが、あれをもうちょっと何とかならないのかっていうようなことも、教育委員会で話し合ひをしたらいいんでないかと。

それから、千葉亀雄のことで、ここで、教育委員会で教育長さんがお答えした中では、この千葉亀雄の特筆記事が掲載されている当時の図書、雑誌など展示していきたいと考えておりますと載っているんですけども、あのところに、千葉亀雄の発表した雑誌が全部あるわけではないんです。言ってみれば、日本の全体から見たら千葉亀雄の文献は、ここの図書館はかなり持っているほうなんですよね。それを、今買うということはかなり難しい。国立国会図書館に頼んでコピーはとってもらえるんですよね、千葉亀雄が書いた部分を。1冊丸ごととはとっていただけませんが、それはあくまで研究用としてはとっていただけるので、そういうものをこれから、せつかく文学室がありますので、ここに来たら千葉亀雄の文献は大体の物がありますと、そういう体制につくっていったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のところも教育委員会で話し合ひして、そのためにはどういふ体制をつくったらいいのか。僕なんかだったら、吉野作造記念館で吉野作造に関する研究を、幾つか論文発表されていますよね、そのような物を、美里町で千葉亀雄に関する研究論文みたいなものを発表する体制をつくっていくという、この美里町にそういうこと、文学に対して興味を持っておられる方かなりおられますので、そういうボランティアのグループをつくってやっていったらいいんでないかなと思っておりますが、その辺のところも含めて、教育委員会でいつか近いうちに、できるだけ早く事務局につくっていただければと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの、ご提案と受けとめさせていただきました。この辺のところ、もう少し事務局として詰めさせていただきます、今後、教育委員会の中で少し議論をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そのほかにございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、報告第9号 平成30年美里町議会6月会議についての報告を終了いたします。

それでは、ここで若干休憩を入れたいと思いますが、55分まで休憩させていただきます。
よろしく願いいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時57分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、日程第4に入るわけでございますけれども、ここで日程第4と日程第5、それから議事のほうで日程第9につきましても、秘密会に相当する内容が含まれていると思っております。そこで委員の皆様方にお諮り申し上げたいのですが、この秘密会とすべき案件3カ件につきましても、ちょっと順番を入れかえまして、後ろのほうに持っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、申し上げます。これからの日程の順番を申し上げますので、日程のところの右側のほうに順番をちょっと書いていただければありがたいと思います。

まず……次に行いますのが、議事の日程第7を4番目に行います。議案第7号ですね。

次に、議案第8号を行いたいと思います。

その次に、協議のところですが、日程第13、これを行いたいと思います。

次に、協議の日程第10を行いたいと思います。

続きまして、日程第11を行いたいと思います。

その次に、秘密会に入ります。

秘密会のほうで、日程第4を行いたいと思います。

日程第5を11番目といいますか、日程第4の次に。

そして、議事の日程第9に入りまして、最後に日程第12の基礎学力の向上の協議に移りたいと思います。

ちょっとわかりづらいと思うんですが、日程、例えば、日程第4と書いているところに番号をちょっと書いていただきたいと思うんですが、日程第4のところは10です。日程第5は11、日程第6が9、日程第7が4、日程第8が5、日程第9が12、日程第10が7、日程第11が8、日程第12が13、日程第13が6という順番で進めさせていただきたいと思います。

秘密会扱いであります報告をいただいてからの協議事項ということなものですから、報告をいただかないと協議に移れないというところもありますので、ご理解いただきたいと思います。

議事

日程 第7 議案第7号 美里町指定史跡名勝天然記念物の指定について

○教育長（大友義孝） それでは、議事を進めてまいります。

日程第7、議案第7号 美里町指定史跡名勝天然記念物の指定について、上程させていただきます。この議案の説明を求めます。岩渕学芸員、説明をお願いいたします。

○教育総務課技術主査（岩渕竜也） 文化財係の岩渕です。よろしくお願いいたします。

美里町木間塚字十王山に十王山公園という場所がございます。その中央部に槻ノ木と呼ばれるケヤキの木が生えておりまして、そのケヤキの木について、町の天然記念物に指定していただきたく、今回お願い申し上げるものでございます。

さかのぼること、平成25年2月に教育委員会定例会にて町指定文化財の新規指定についてということで協議をいただき、平成25年2月28日付で十王山の槻ノ木の文化財指定についてということで、文化財保護委員会に諮問がなされました。それを受けて、平成25年3月、それから平成25年8月、平成26年2月、平成26年3月と、文化財保護委員会では内容について協議を行っております。その結果としまして、十王山の槻ノ木については名称、区分、所在地等々明らかにした上で、非常に貴重な樹木であるということから、町の天然記念物に指定し、十分な施策を講ずるべきであるという答申が平成26年3月27日付で教育委員会に対して既になされておりました。

しかし、その後、樹木というのは土地と密接に結びついているものですから、その所有権は土地の所有者様にごさいます。残念ながら土地の所有者様から文化財指定の同意が得られないまましばらく年数が経過してございましたけれども、昨年9月29日に地権者さんから町への

土地の寄贈がありまして、防災管財課で受け入れを行い登記を完了しております。

その後、防災管財課から、町が土地の所有者になったということで樹木の所有も町になりましたので、防災管財課と協議を行いまして指定の同意をいただき、今回改めて条例で定めております条件をクリアしたということで、教育委員の皆様方に文化財の指定について議案として提案させていただいた次第でございます。

十王山の槻ノ木につきましては、文化財保護委員会からの答申が出ておりまして、その写しをご用意いたしました。今、先にお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

皆様の、今、お手元にお配りしましたのは、平成26年3月27日付で文化財保護委員会から教育委員会に対してなされた答申でございます。当時とは所有者と管理者が変わっておりますけれども、そのほかの状況については変わりがなく、今も槻ノ木自体は元気なまま、樹勢も旺盛なまま経過しております。名称については、十王山の槻ノ木として、片仮名のノが間に入る形で提案させていただきます。区分は、史跡名勝天然記念物のうちの天然記念物として、1本で員数は1、植物ですのでその科名を表示しております。ニレ科の樹種はケヤキといいます。ケヤキなのにどうして槻ノ木かと申しますと、槻というのがケヤキの古い呼び方でありまして、同じ樹木なんですけれども、こういった文化財に指定すべき案件の名称については、その地元で呼び親しまれている名称を用いるべきではないかという意見が、文化財保護委員会からも出ておりまして、また、当時専門家としてご意見を頂戴しました東北大学理学部理学博士大橋広好名誉教授からもぜひ槻ノ木という名称を使ったほうが、より古くからある感じが出てよろしいという意見をいただきましたので、このような名称になっております。樹高、胸高直径、根本直径とそれぞれ数値が表示されておりますけれども、これは「宮城の巨樹・古木」という、ここにごございますけれども冊子に掲載された数字を引用しております。平成11年発刊の冊子ですので、若干古い数値ではあるんですけれども、木の立地状況から、町の職員が簡単にはかかれる状況ではないということで、この冊子に載っているものを公式な数値として引用させていただいております。樹齢は750年余りと言われておりまして、平成9年に鹿島台の泰樹園さんの樹木医さんにより樹木診断を受けており、その当時の診断書からの引用となります。所在地は、美里町木間塚字十王山15-1。答申のほうは15だけになっておりますけれども、今回改めて確認をしたところ15-1という所在地でございます。現在の所有者は宮城県遠田郡美里町となっております、管理者は当時の行政区長さんのお名前から今回防災管財課にかわっております。

指定されるべき文化財、十王山の槻ノ木の内容といたしましては、今お渡しした2枚目をごらんください。こちらは、読み上げたほうがよろしいでしょうか。では、中身については目を通していただきまして、一番重要なところとしては、実は、県の県木であるケヤキ、これが意外と県内でも指定文化財になっているものが少ないということで、ぜひ指定にしてほしいと。ただ、上のほうが落雷等によりましてちょっと折損して失われているんですけども、それさえなければ県の文化財でもおかしくないというような評価をいただいております。ぜひ、この場で天然記念物の指定を受けたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまが提案理由でございます。経過を今お話をいただきました。現地での確認をさせていただいているところですが、今回、所有権が固まったということでございます。指定する部分については確定して、土地の所有者も確定したので、今回は指定することに何ら問題はなくなったわけですね。文化財保護委員会からも答申を頂戴しているという中身でございます。この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 質問ではありませんけれども、樹齢750年余りの、ぜひこれ指定したほうがいいんじゃないかと思えます。

○教育長（大友義孝） ただいま、討論をいただきました。

そういったことでございますので、質問はこの辺でよろしいですか。成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） やっぱり、人間、化学も進歩して、何でも人の手で作れることが物すごく多くなったんですけども、750年という時間をつくることはできない。もう750年もたっているというものを、やっぱり私たちは大事にしていかなきゃいけないと。簡単に落ち葉が落ちるからとかってバンバン切っていますからね、どこでも。都市はおろか私たちみたいなローカルなところでも切ることが多いので、やっぱり指定をして大事にしていってほしいと、私は思います。

○教育長（大友義孝） 討論をいただきました。ありがとうございます。

このケヤキの木については、いろいろと皆さんの思いが込められている木だとお伺いしております。さきの文化財保護委員会の副委員長でありました、現在亡くなってしまいましたけれども、最後に私が呼ばれて、このケヤキの木、ぜひ天然記念物に指定してほしいというような要望もございまして、この文面については岩渕学芸員のほうにお渡しして、厳重に保存していると思っております。その内容を見ると、坂上田村麻呂将軍がここを通過する際に目印と

して見た木がこのケヤキだというふうな、何かいわれがあったように私は記憶しております。そういったことからしても、町の天然記念物に指定するに値するものだというふうに答申も頂戴しておりますので、皆様もぜひそういった考え方をもとに、これから採決をさせていただきますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ご質問、ご意見、よろしいですか。（「はい」の声あり）

討論もいただきましたので、討論も終結させていただきます。

それでは、採決に入ります。

議案第7号 美里町指定史跡名勝天然記念物の指定につきまして、原案のとおり決することにつきまして賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第7号につきましては、現案のとおり決しました。ありがとうございました。

日程 第8 議案第8号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について

○教育長（大友義孝） それでは、続きまして、日程第8、議案第8号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について、議案とさせていただきます。提案理由の説明につきまして事務局からご説明申し上げます。お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） それでは、議案第8号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、説明を申し上げます。

座って説明いたします。

この組織規則の一部を改正する内容ですけれども、大きくは3つございます。

まず、1つ目は、教育総務課内に室をつくるということです。この室につきましては、以前からお話をさせていただいておりますけれども、今、美里町の教育委員会が取り組んでおります学校の再編です、主に中学校の再編ということで取り組んでおりますが、それを速やかに進めるために、現体制にプラスして専従でその業務に当たる職員を置くという考えからでございます。名称は、学校教育環境整備室としてございます。室の事務分掌につきましては、第9条に書いてございますけれども、学校教育環境整備室の事務分掌としては、中学校の再編に関すること、それからその他教育環境に関することという2つの事務分掌になります。当面、この

中学校の再編が非常に大切な業務となりますので、これをメインに進める室となってございます。

2つ目なんですけれども、郷土資料館が昨年8月にオープンをいたしまして、そのための条例が設置されておりますけれども、その際に、郷土資料館に関する名称、位置、それから事務分掌については、この教育委員会の組織規則の中でうたうことになっておりますが、それがまだ入っておりませんでしたので、今回あわせて入れさせていただくということにしております。名称が美里町郷土資料館、それから位置はごらんのとおりですね。事務分掌としましては、郷土資料館の管理及び運営に関する事、資料の収集・保存及び調査研究に関する事、資料の展示及び説明に関する事、郷土の歴史に関する事というふうにしてございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2ページになりますけれども、これは、組織規則の中に置く職ですね。職に関しての記述がございまして、施設と申しますと、例えば今申し上げました郷土資料館のほかにも近代文学館と、それから南郷学校給食センターというのが教育委員会の中の施設として載っておりますけれども、それらの職につきまして、今回きちんと整理をさせていただいたと。字句の整理ということになりますけれども、整理をさせていただいた部分です。これは、後で新旧対照表でお話をさせていただきたいと思います。

それから、一番最後の部分の枠になりますけれども、学校給食運営審議会、これは皆様で審議いただきました条例に基づきまして附属機関として設置したものですけれども、これがまだ組織規則の中に反映してございませんでしたので、学校給食運営審議会についての記載を今回改めてさせていただくということで、今回規則を改正するものです。

次に、新旧対照表、資料としてつけてございますので、それですまず変更前、現行と改正案との比較をちょっとお話をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

室を置く際の第6条の課と係の名称が現行にあるんですけれども、その間に一つ枠を中欄というのをつくりまして、学校教育環境整備室という室を配置させていただいております。

ページがちょっと飛びますけれども、4ページになります。

こちらに、学校教育環境整備室というのを一つつけ加えております。今までなかったところにつけ加えまして、事務分掌として中学校の再編に関する事、それからその他教育環境に関する事という事務を加えてございます。

それから、次の、12条の第1項と第2項になりますが、今まで課とか課長という字句だっ

たんですが、これに室が加わりますので、括弧書きで課（室）長あるいは課（室）長補佐というふうに、課の次に室を加えるという字句の修正をさせていただきます。

それから、4ページと5ページの間の部分ですけれども、第22条に郷土資料館の項目を設けて、名称と位置、それから先ほど申し上げました事務分掌をつけ加えてさせていただきます。

その次の、第35条になりますけれども、現行のほうでは館（場・施設）長というふうな表記だったんですけれども、この後に副館長とか副施設長という、これを置くことになっているんですね、現行では。ただ、実際、今の施設を見た場合、副館長あるいは副施設長というのはない施設もあるんですね。ですので、ここを整理しまして、基本的には館長あるいはセンター長を置くというのが上のくくりです。改正後の上のくくり。そして、前項に掲げる職のほか、必要と認める場合はということで副館長や副センター長といった職を置くというふうに、場合に分けて今回は整理をしております。実は、この改正前の条文の中に、削除になっている条文がかなりございまして、それは、教育委員会で以前管理をしておりました例えば文化会館ですとか、スイミングセンターですとか、あとは公民館ですか、そういったものがここに入っていたんですけれども、機構改革の中でそれらが今教育委員会ではなく町長部局で管理している形になっておりまして、かなりの条文がここで削除されておりますが、そのときの対応した職名が現行のほうにまだ残っていると考えてございまして、今回、美里町の教育委員会で管理する施設につきましては、先ほど申し上げました学校給食センター、それから近代文学館、それから郷土資料館になりますので、それに合わせて館長、センター長という名称に変えてさせていただきます。

次の、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページのちょうど下のところに当たりますが、これは附則の中の別表第2の中の表になりますが、2の条例によるものの2番目ですね。左側が改正前ですが、学校給食調理施設運営委員会というのが以前組織としてはあったんですけれども、今回、年度初めに学校給食運営審議会というのが条例で改めて設置をされておまして、以前の委員会は今はなくなっておりますので、それに合わせまして今回組織規則の中でも改めさせていただいたというところです。

以上が、今回の改正になります。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

なお、この規則一部改正の規則の施行日につきましては、平成30年7月1日から施行することを考えてございます。

ただいまの議案につきまして、ご質問賜りたいと思いますがございませんでしょうか。後藤

委員、お願いします。

- 委員（後藤眞琴） 学校教育環境整備室をつくる内容は、（１）中学校の再編に関すること、これはわかるんですけども、次の（２）のその他教育環境に関すること、これはどういうことがあるんでしょうか。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） まず、今取り組んでいるメインのテーマというのは中学校の再編なんですけれども、ただ、その前段として、審議会へ答申したところからのことを考えますと、もともとは学校の教育環境の整備というところからスタートしてございます。ですので、今は教育委員会の方針として中学校の３校を１つにするという方針に基づいて事業を進めておりまして、それを専従として当たっていただきますけれども、それ以外の部分でも、学校教育の環境整備というテーマの関連の事業やあるいは課題などが出てきた場合は、この整備室の中で対応していくという考えがございましたので、全体的に含む形で（２）を入れさせていただいたところですよ。
- 委員（後藤眞琴） そうすると、長寿命化計画というのがありますね、あれでは南郷の給食センターを改修しなきゃならないということと、それから不動堂小学校、青生小学校の校舎ですね、そういうこともこの中には含まれていると解してよろしいでしょうか。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） そうですね、そういったことも含めて、学校の教育環境の整備ということを大きく捉えて、この中でやっていただくというふうに考えております。ただ、教育総務課の中には管理係という係が別にございますので、施設の営繕とかですね、そういった現時点でやらなくてはならない修繕等もございますので、そういったところは管理係の中でやっていくということで考えてございます。
- 委員（後藤眞琴） もう一つなんですけれども、その他という意味は、中学校の再編に関すること以外にという意味合いなのかと思ったりしていますと、そういう意味にとりますと、その他教育環境に関すること、これは、中学校の再編のときには当然ソフトの面もこの再編の中には入っていますよね、少人数学級をつくるとか。そうすると、その他のところにはこれは小学校の少人数教育なんかも考えていく、そういうこともするんだと解釈してもよろしいですか。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） はい。それも含めての考えでございます。
- 委員（後藤眞琴） どうもありがとうございます。
- 教育長（大友義孝） よろしいですか。（「はい」の声あり）

今、後藤委員からご質問をいただきまして、次長から回答させていただきましたが、まず第1号としては、美里町教育委員会といたしまして方針を出させていただきました中学校の再編

に関する事、これがまず第1でございます。そして、第2については、その他教育環境に関する事でございますが、教育環境という部分については、先ほど次長から申しあげましたように、一つは学校の内部の環境、もう一つは学校を取り巻く外部の環境というふうに分けて、今まで学校教育環境審議会のほうでもいろいろと議論していただきました。それらを網羅する形で、この整備室の業務については考えていきたいというような内容と捉えておりますので、ご理解を賜りたいと存じ上げます。

そのほか、ご質問、委員の皆さんからございませんでしょうか。成澤委員、お願いします。

○委員（成澤明子） 最初にしたほうがよかったと思うんですけども、わからないので教えてください。室とか係ってありますけれども、これが学校教育環境整備係とならず室になるというのはどういうことなんですか。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 係よりも上位ということですね。課の中に室を置くということは、通常であれば課の中に係があるんですけども、係ではなくさらにその上位に室を置くと。ですから、今回、室の右側に係はないんですけども、室の中にさらに係として置かれる場合もございますので、そういった意味では係で判断がつかないようなところも室では判断したり実施したりするということでの位置づけになってございますので、通常ですと室でありますから室長が配置されますけれども、美里町の場合では室長といった場合は通常管理職に当たる方あるいは補佐になる場合もございますけれども、通常の係長よりも上位の役職になります。そのような位置づけになっています。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（成澤明子） 具体的にはよくわかりませんが、何となくわかりました。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 室長と課長補佐というのはどういう関係になるんですか。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 実際、辞令が出ることで、その位置というのは変わる場合もありますけれども、通常、今、美里町に室とつくところが何か所がございますね、例えばこの1階にある町民窓口室というのがございます。あとは総務課にも秘書室というのがありますね。あとは産業振興課にも活性化戦略室という室がございますが、今、窓口室や秘書室の室長に当たられている方は参事という職にある方で、管理職に当たる方です。ただ、活性化戦略室のほうは課長補佐兼室長という役職だったと思うんですね。ですから、室長にも課長補佐になる場合もございますし、管理職の参事になる場合もございます。それはそのときの辞令によって異なります。

- 委員（後藤眞琴） わかったような、わからないような。
- 教育長（大友義孝） そうですね、職務職階の部分なので、なかなか。今、次長が説明した内容のとおりになるわけでございます。また、国の機関になりますとまたちょっと違った室の置き方というのがあるようでございまして、課の上に室があつたりもしているところもあるようですね。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） そうですね。あとは、室の位置づけなんですけれども、先ほど申し上げた下の窓口室とか秘書室というのは、常に室としてありますけれども、例えば産業振興課にある活性化戦略室というのは、やはりある目的に向かって町としてそれを強力に推進しますよというような位置づけで室を設けるという場合もございますね。今回、教育委員会に置かれる学校教育環境整備室も、やはり教育委員会、町としては、この政策をきちんと進めたいというところで配置された室と考えてございます。
- 教育長（大友義孝） その他、千葉委員どうぞ。
- 委員（千葉菜穂美） そうしますと、この中学校の再編に関することから始まって、そのままこの室というのはずっと継続する……、
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 当面は、中学校の再編に関する業務が中心になると思います。ですので、中学校の再編の整理がついて開校までですかね、基本的にはそこまでの室は継続すると思いますけれども、その途中でやはりさっき申し上げたとおり、もっと大きなくくりとして学校教育の環境に関する課題がもしあった場合、それはその都度、中身、業務の内容も変わってくることは当然あるかと思えます。今の段階でそこまではまだわかりませんが、当面はその中学校再編の業務に開校まで当たっていくと考えております。
- 教育長（大友義孝） よろしいですか。はい、どうぞ、留守委員。
- 委員（留守広行） 学校教育と名乗っている以上、やっぱり幼稚園は入らないということでしょうか。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 教育委員会の言葉とした場合ですけれども、法令上は幼稚園も学校という位置づけなんです。ですので、学校という言葉の中には当然幼稚園も入ると。ただ、今、幼稚園の再編ということは課題としてはございませんので、事務分掌としては入れてございませんけれども、大きな意味では幼稚園も含めての教育環境と考えてございます。
- 教育長（大友義孝） よろしいでしょうか。後藤委員さん、どうぞ。
- 委員（後藤眞琴） 前回の定例会で説明がありましたこの整備室の人間の数なんですけれども、

これは当分の間は2名だということ、それで必要に応じて増員する場合もあり得るというよう
な理解でよろしいのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 今といたしますか、7月からの施行になりますけれど
も、人事的には専従する正職員が1名、それから非常勤職員が1名という2名体制で進めてお
りますが、今後の進みぐあいあるいは状況によっては変えることもあるかと思えます。実は、先
日の全員協議会でこのお話をしたときも、議員の方の意見としてそれで足りるんですかという
お話も実はありましたので、状況を見ながらその辺は変える場合もあるかと思えます。

○教育長（大友義孝） もう少し、何かあればお伺いしたいところですが、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、質疑につきましては終了させていただきます。

討論に入ります。討論ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしと思えます。それでは討論を終結させていただきます。

それでは、採決に移らせていただきます。議案第8号 美里町教育委員会組織規則の一部
を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めさせて
いただきます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員です。したがって、議案第8号 美里町教育委員会組
織規則の一部改正につきましては原案どおり可決されました。大変ありがとうございます。

協議事項

日程 第13 学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） それでは、続きまして、日程第13の学校再編について、ただいまの議
案と継続、関連する部分もごございますので、日程の順番をかえさせていただきました。この部
分につきましては、教育次長から説明を求めさせていただきます。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料につきましては、皆様のお手元に配っております一番上に「案」というのが入ってござ
いますが、美里町中学校再編検討委員会設置要綱というのがございますが、この資料に基づい

て話をさせていただきます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、その、1枚目の前に、2枚目につづってございます資料をごらんいただきたいと思うんですが、これは、6月7日に開催されました議会全員協議会で説明をさせていただいたときの資料になります。ちょっと時系列が行ったり来たりで大変恐縮なんですけれども、その際の資料なんです、これは5月の定例会で事前に皆様にはお示しをさせていただいたところですが、若干その後、平成29年という年の表示を入れまじりちょっと体裁を整えたりして変わっておりますので、改めて今回つけさせていただきます。

その全員協議会の中で、まず一つは経過報告ということで、平成29年6月に全員協議会を開催していただきまして、その時点での経過やその後の取り組み、説明会の開催などについてお話をさせていただいたところですが、その経過について記載がございます。

番号で言いますと、1、2、3、4、5そして裏面に行きまして、6、7、8までですかね。8の途中までですけれども、それがその時点での経過ということでお話をさせていただきました。

それで、8につきましては、現在業務委託をしております中学校建設用地適地選定等業務ですね、これについてお話をさせていただいておりまして、その時点では既に委託業者も決まっております、契約を結んでおりますので、そのことの報告。それから、その後の取り組みについてということで、選定業務の1次選定の時期あるいは2次選定の時期、基本計画策定の期間、それから既存学校施設の跡地利用等の検討についての期間などについてお話をさせていただきました。これに基づいて山岸議員からの一般質問などもあったところがございます。

それで、その後の9番ですね、今後の取り組みと推進体制についてということで、①につきましては住民説明会、懇談会といいますか意見交換会を10月ころに、選定結果を受けて開催しますというお話をしております。それから、②の内部検討委員会の設置というのを提案させていただいております。これにつきましては、今までは基本的に教育委員会の中で整理をしながら、教育総務課の職員が当たってきたところがございますけれども、中学校の適地、候補地を選ぶ際はやはりいろいろな条件がございますので、教育委員会だけではわからない部分、例えば土地の関係だったりいろいろな下水道や水道の整備状況だったり、それから交通関係ですね、あるいは防災関係、そういったところも含めていろいろな課の意見も聞きながらやはり決めるべきだろうということもございまして、内部検討委員会を立ち上げて情報共有をしながらご意見をいただきたいということでのお話をさせていただいております。それから、③が仮称

中学校再編推進室の設置ということで、先ほどの規則改正では名称がこの仮称の名称とは変わりましたが、専従の職員を配置する室の設置について規則の改正の議決をいただいたところでございますが、それに伴って6月の補正予算で非常勤職員の人件費を計上させていただいたところです。それから④については、議会への報告ということで、6月につきましては全員協議会で行ったところですが、その後は、適地選定結果の報告あるいは適地の確定、跡地利用方針の説明、基本計画の確定などについて、その都度議会の皆様とは報告なり確認なりをさせていただくということでお話をさせていただいております。

この、最後の、②の部分、先ほど③については組織の規則の改正をしていただいたところですが、②のところは今回お話をさせていただく、1枚目の「案」ということになります。

では、1枚目に戻っていただければと思いますが、あくまでもこれはまだ案でございますので、ここでこれを決めるとかというお話ではございませんで、もともとが要綱ですので、規則と違いまして教育委員会に諮るものではもともとないんですが、今回このように考えていますということでお話をさせていただきたいと思っております。

名称が、美里町中学校再編検討委員会設置要綱。

第1条については、その設置の目的ですね。美里町立中学校の再編整備を進めるため、美里……すみません、町がダブってましたね、美里町中学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するという内容にしてございます。

所掌事務につきましては、第2条で、委員会は次に掲げる事項について調査検討するということとしておまして、第1号から第4号まで、中学校再編に係る建設用地の候補地の選定に関する事。第2号としては中学校再編に係る基本計画及び実施計画の策定に関する事。第3号、既存中学校施設の跡地利用の検討に関する事。第4号としてその他中学校再編のために必要と認められることというふうに事務分掌をしておりますが、第2条の条文でもお示しておりますが、あくまでも調査検討するという組織ということで位置づけております。ここで検討した結果でそこで何かを決めるという組織ではなくて、教育委員会や町が、最終的には町が決定することになるんですけども、その際のいろいろな提案だったり、意見等をいただいたり、あるいは情報共有をしたりというところでの調査検討をお願いするという組織として位置づけてございます。

組織につきましては、第3条になりますが、委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。委員長は、()の職にある者をもって充てる、と。この委員長、副委員長のところはまだこれは決めてございませんで、ここは教育委員会だけのお話ではないので、町長部局

ともよく協議をして、ここを定めたいと思っております。

それで、第4項ですが、委員としては、総務課、企画財政課、まちづくり推進課、防災管財課、産業振興課、建設課、下水道課、水道事業所、農業委員会、そして教育委員会教育総務課の課長、所長等を充てるというふうに、案としては考えてございます。その委員のそれぞれの所属する課につきましても、先ほど全員協議会のところでお示しした課よりも少し増えておりますけれども、防災管財課や企画財政課、総務課、まちづくり推進課も加えてございますが、この辺も今後の町長部局とのお話し合いで変わる可能性はございます。

それで、これ以外の場合でも委員長が必要な場合は、職員の方から期限を決めて委員に任命することができるかと……、すみません、たびたび申しありません、この第4項になっていますがここ5項になって1つずつずらしていただければと思います。5項が6項になります。

6項として、委員会として事務局長を置くものとし、ということで、先ほど組織規則の一部改正を可決していただきましたけれども、その中の室の室長を事務局長として置きたいと考えてございます。

次の職務ですが、第4条になります。委員長は委員会を統括すると。副委員長は委員長を補佐する。事務局長は委員会の事務を掌理するという内容になってございます。

裏面に入ります。

会議につきましては、委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その会議の議長となる。

意見の聴取ということで、必要と認められる場合は、委員長が委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、または必要な資料の提出を求めることができます。

7条の庶務ということで、委員会の庶務は、ここもですね、先ほどの規則改正の関係で名称が変わってございまして大変申しわけありません、学校再編整備室と書いてありますが、ここは学校教育環境整備室と名称変更をお願いいたします。教育委員会教育総務課学校教育環境整備室において処理するという内容にしてございます。

補足として、必要があれば委員長が別に定めるということで、附則が施行期日と。

室長自体の人事がまだきちんとなされておられませんので、まだこれも案ではございますけれども、今後、室長が事務局長となりまして、主にはその室の中で進めていく検討委員会ということで考えてございます。

あくまでも、先ほど申し上げたとおり、まだ案の段階で、町長部局と副町長も含めてですね、関係する課、総務課等も含めて、法令関係の審査ということもございまして、今後協議を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 協議案件ということでございます。これは、今、次長から説明がありましたように、何をやる委員会なのかということ、ここは第2条の部分でございます。それでまだ固まっていないのは、委員長、副委員長の部分でございますが、まずもって、町長なり副町長の、それから教育長の関わりをこの委員会、内部検討委員会にどういうふうに持っていくのかという部分が、まだ町長部局との協議がなされていないので、こういった提案ということにさせていただきます。ただ、委員会の部分については、一つの機関ということでありませうけれども、一つは教育委員会のように決定機関、協議審議機関、まずもって最終的には決定をする機関というところもありますし、機関のうちの一つは検討機関ですね、検討のみをするそういった機関があります。もう一つは審議する機関、審議会ですね、こういった機関があるわけでございますが、ここはあくまで決定する機関ではないということですね。そういった位置づけでこの検討委員会を設置したいと考えてございます。また、この事務局を教育委員会のほうで持つということになりますと、一番ここで所掌事務の中で検討されることになるのが第2条の3号なんですね。ここは既存中学校施設の跡地利用の検討に関すること。これ、跡地の利用ですよ。つまり、跡地の利用まで教育委員会として、そこまで決定する機関ではないということですよ。教育財産として外れば、それは町として考えていかなければならないということなので、場合によってはこの検討委員会の事務局が、教育委員会から外れて別な部署になっていくこともあるかもしれませんね、今後、何年か先にですね。そういったことを考えてはいるんですが、まず一番、この跡地利用はどうなりますかという住民からの質問も今までもありましたので、そこまで検討を持っていかなくては、この再編の部分について、しっかりとお答えすることができないということなものですから、内部の検討委員会を開催していくという内容のものでございます。

以上のようなことで、今、検討している最中でございますけれども、どうか委員の皆様方から、ここはこういうふうな考えがいいんじゃないですかということがございますれば、ご意見を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。（「質問、いいですか」の声あり）

○委員（成澤明子） 第2条で、委員会はこういったことを調査検討するということなんですけれども、最終的にはきちんと再編整備をするということにたどり着くと思うんですけれども、調査検討したことはどこに上げていって、教育委員会、ここの教育委員会はどんなことにかかわって、どのあたりでかかわるといえるのか、ことなんでしょうか。例えば、2項で、基本計画及び実施計画を策定するというんですけれども、ここは当然ハード面だけでなくソフト面も出

てくると思いますけれども。あとは、電力は、例えば再生エネルギーで賄うとか、そういったこととか、どうしたらいいものかっていうことなども話し合うと思うんですが、そうしますと、調査検討したことはどこに上がって行って、教育委員会ほどのあたりでタッチするというか、考えたりするのでしょうか。

○教育長（大友義孝） 最も基本的なところでございますね。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） まず、今のところですけども、業務委託を出している委託業者さんがございまして、コンサルさんですね、そちらからいろいろな資料を集めながら調査していただいております。その際に、例えばご提案があったと、こういうのはどうでしょうかというご提案があります。その際には、教育委員会で審議する前に、この検討委員会にその内容をお示しします。そうしますと、当然、教育委員会ではわからないような、例えばさっき申し上げた周りの道路整備がどうだったとか、防災設備がどうだったとか、あるいは将来的な財政計画だったとか、そういったところのそれぞれの部署からのご意見をいただきます。そこでは結論は出ないかもしれませんが、いろいろな担当部署からの意見が出ると思うんですね。それを今度は教育委員会の皆様方にお示しをして、教育委員会の中でのご意見をそれぞれ出していただいて、方針を進めて、だんだん絞っていくというんですかね、そういったところに進めていければなと思っております。

○教育長（大友義孝） まず、この事務局、先ほどちょっと言い触れましたけれども、事務局は教育委員会で持つということは、教育委員会のほうに検討した結果を上げてもらうということですね。その中で、教育委員会だけでは検討し切れないものを、この内部検討委員会でやっていただく。その報告をもって今度は教育委員会で検討を加え進めていくというような流れ、そういう考えでいます。したがって、この第2号にあります基本計画、実施計画ですね、ここまでは教育委員会としてかかわって当然いかなきゃない、策定するまでかかわらなきゃない部分ですから、そこまでは持っていきたいと考えています。はい、後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 成澤さんのご質問とかかわるんですが、この委員会というのは検討するための委員会なんだということですね、（「はい」の声あり）そうすると、第2条で何を検討するのか、これから調査検討するんだっていう1のところは、これは教育委員会がわからないところがいっぱいあると。2の部分が、それじゃどうなんだと。既存の中学校施設の跡地、跡地だけではないだろうと思うんですけども、既存中学校の施設及び跡地利用っていう意味なんだろうと思うんですけども、この既存中学校っていう場合には、なくならないまでには、これ教育委員会の管轄に入るわけですね。それを検討するのは、教育委員会も当然検討しな

ければならいわけですよ。 （「はい」の声あり）今、5つのところ、調べてもらっていて、ここがいいんだと最終的に決まった場合でもまだ町のほうに返せないですよ。それまでは、教育委員会のところに入ってくるわけですよ。そうすると、この検討委員会っていうのが、教育委員会の考えるものも考えるんだということになっているわけですよ。ですから、この辺のところ。それで、もう一つは、これだけ読んで委員長と副委員長が全然まだ決まっていないうんだと。それで、4番で委員がというときには、これ教育長が入っていないんですね。2番目の委員長のほうに教育長が入ればまた別な話なんですけれども、これ、教育委員会を代表するのは教育長ですので、これはぜひ入っておかないと、教育委員会の意見がこの再編検討委員会に入っていないということを、今日これを初めて見て気がついているんですけれども。もうちょっと整理、この検討委員会で一体全体何をやるんだということをはっきりさせて、立ち上げるための要綱をつくったほうがよろしいんじゃないかっていうふうに、今日読んで感じました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、ご指摘いただいた部分は、ごもっともということだとは私も思っております。ですから、この辺の部分を、もう少し煮詰めて、そして何をやるんだって、検討委員会って言っていますけれども、何を検討するのか。その部分をこの第2条にあわせ持ったんですけれども、ちょっと文言が足りない部分があるのかもしれない。ただ、審議委員会にしてみると、今度は教育委員会からの諮問が必要になってきますよね。何を諮問するのかっていうことにもなって。それをまた答申をいただくということになります。キャッチボールの部分もあるんですけれども。この辺のところも最初から、ネーミングからしてもいろいろと検討しなければならない点が多々あるものですから、ただ、こういった、先ほど次長が説明したように、教育委員会内部だけでは把握し切れないもの、それを内部のそれぞれの部署から検討を加えていただくというそういったことをまず考えていきたいということでございますので、その部分について、改めてこの内容は検討させていただきたいと思っております。

○委員（後藤眞琴） それから、成澤さんが先ほど説明したこの検討した委員会の結果をどう扱うか。それが全然、ただ検討するだけで、これだけだったら意味がない、その辺のところも、とにかくこの委員会が何をやる委員会なのかっていう目的をはっきりとさせて、それでその名前も、目的に合う名前を考えるということにしないと、かなり曖昧な形で、これがそのままひたすら歩きすると決定機関委員会みたいなことにもなりかねない、そんなことはあり得ないと思うんですけれども、その辺のところも、ご検討をお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） わかりました。ありがとうございました。

そのほか、お気づきの点、ございませんでしょうか。成澤委員さん、どうぞ。

○委員（成澤明子） いっぱい今、後藤委員さんがお話を聞いていたりしますと、ソフト面で、前に新しい中学校を再編してつくるんだということと同時に、30人とか35人とかと言う学級にするために、教員を美里町として採用してそして充てていく話であるとか、あるいは少人数でもって学習できるような体制を思っているんですよという話を入れながら、住民の皆さんとかあるいは中学校の子供たちとか、お話し合いしたと思います。だから、そういうことに対する、わかっている皆さんというか、そういう方もこの委員の中に入ったほうがスムーズに行くんじゃないかと。ここでいきますと、割とハード面はもうプロフェッショナルな皆さんだと思うんですけども、ソフト面の方もやはり入れなければいけないかなと思います。

○教育長（大友義孝） つまり、町の各機関だけじゃなくて、例えば学校の先生とかという意味で捉えればいいんでしょうか。それとも一般の町民という形で捉えるのか。

○委員（成澤明子） それは、これから検討していくというか。

○教育長（大友義孝） そうですね、あくまでこちらで考えたものだけを今お話しすれば、行政組織の中だけでの内部検討委員会という考え方を思ったんですね。外部、一般の方たちではなく、行政機関内部でまず検討したいんだということ。今の少人数学級とかいろいろな部分につきましては、当然教育委員会も考えるべき部分であるということだというふうに考えまして、そして、この案をお示しさせていただいているというのが現状なんです。

今、成澤委員から言われた部分については、当然、説明会とか何かを通していろいろなご意見を頂戴して、そして今日に至っての方針を固めてきたわけであって、それをまず、この委員会が設置したときには、教育委員会の方針はこうなんですということをまず前提に、まず話していかなきゃいけない部分になろうかと思います。ただ、あくまでも内部の検討委員会というふうな考え方でいますということですね。はい、後藤委員さん、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 成澤さんの意見、今、疑問を投げかけたのと同じように、僕も、これ、再編検討委員会は何をするのかをはっきりしていないから、こういうことをするから内部でするんだというのが伝わってこないんですよ。これだけ見ると、本当に内部で考えるんだと。それじゃあ何を考えるんだと。ですから、今、成澤さんがおっしゃったような、当然住民も入れたり先生も入れたり、そういうことを考えてもいいんでないかという意見も出てくると思うんだよね。それはどうしてかという、検討委員会というのは、再編に関して検討する委員会だというふうにも読めるんですよ。これを見ますと、調査検討する内容は4つありますよね。

それは、再編するための検討委員会なんだと、あくまでもそうですよね。そうすると、その再編するための検討委員会で、こういうことをするからこれは外部の方は必要ないんだと、それをはっきりさせるような名前とかね、繰り返しになりますけれども、（「わかりました」の声あり）その辺のところははっきりさせて、こういう委員会だというのが、普通に見て、前もった知識がない人が見てもわかるような、説明できるような要綱にしておかないとならないんじゃないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。全く、そのとおりだと思います。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 私も今、いろいろなご意見を聞いておりまして、当初のイメージとしては、やはりハード面がメインなんですね。建物を建てる場所、それから建物の建設に関するいろいろな土地の造成だったりとか、そういったものを含めてやはり関係部署のご意見を聞きたいと。あるいはそれに基づいた財政の関係、あるいは周りに防災の設備とかはどうなっているのか、防災関係とかですね、インフラがどうなっているのかというところをメインに考えてきた内部検討委員会なんですね。それに加えて、ここにも、さっき、跡地利用のところまでどこまで教育委員会で考えていかなきゃいけないのかという課題はありますけれども、一応今年度中に業務委託している業者さんからは跡地利用の提案も出てきますので、それに対して町側としてはそのアイデアに対してやはりいろいろと整理をしていかなければならないという部分もあるので、そういったところのお話を聞ける、意見を整理していくとか、調査検討するということをメインに考えていたんですが、やはり、この名称だけでいくともっと大きい意味で、学校再編全体を検討する組織じゃないかというふうにとられると。そうすると、先ほどお話のあったそういう少人数生のことだったりとか、そういったところにもかかわってくるとなると、やはりもうちょっと絞って、目的をきちんとさせていかないといけないかなと、今、思ったところです。その辺、またちょっとこれから整理したいと思います。どうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） ただいまいただきましたご意見をもって、もう少し協議をさせていただきたいと思いますので、よろしいですか、今後継続して。急ぐ案件ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程第13の学校再編についての協議については終了させていただきたいと思います。

日程 第10 「平成30年度美里町の教育」について

○教育長（大友義孝） では、続いてまいります。日程第10、「平成30年度美里町の教育」についてということでございます。これは、木田先生から説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○学校教育専門指導員（木田真由美） お手元のほうにお配りしておきました6月20日発行の美里町の教育について報告させていただきます。

前回の定例会でご意見をいただいた部分を直してございます。

1つ目は、表紙の写真です。子供たちの活動場面をということで、南郷小学校の体育風景、この日は体力テストを行っておりましたものを2枚アレンジして掲載いたしました。

2つ目は、1ページをお開きください。

美里町の概要のところ、6、郷土の誇りに、世界農業遺産登録の記事の文章を挿入いたしました。行数がふえたことで、各項目にも少々文章を加えたりして、見開き2ページの構成といたしました。イラストそれから写真等も掲載したことで、少し美里町に親しんでもらえるような雰囲気が出せたのかなと思っております。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

いろいろと検討していただきまして、美里町の教育ということができ上りましたということでございます。それぞれの関係するところにはお配りをさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

日程 第11 平成31年度使用教科書について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11、平成31年度使用教科書について協議をさせていただきますと思います。

この教科書につきましては、さきの委員会のほうで一度協議をさせていただいた経過がありますが、来年から使用する教科書でございます。小学校は、道徳以外の教科書ですね。それから、中学校の道徳の教科書、これは現在展示会をやってございます。南郷図書館と小牛田図書館で、6月21日から7月4日まで、来週の水曜日まで展示会を開催してございます。

それで、今後の流れのことをお話し申し上げますが、今日の資料の10ページ、教育長報告の10ページに、こういった表がございます。教科用図書採択の流れと日程という部分が、10ページに記載されてあります。共同採択をすることにしておりまして、大崎の大崎地区教科用図書採択協議会というのがあるということで、さきに協議会の内容、要綱等についてもお配りさせていただいたところございまして、その構成になっているのが1市4町の教育委員会であるということでございます。そこで、共同採択をしていくということなんですが、それまでの流れとしまして、それぞれの教育委員会としてすべきものがございますので、ここに記載させていただいておたわけでございますが、まず、6月15日から7月7日までの間に、各教育委員会としてはどの教科書を採択したらいいのか希望調査をしますということです。その7月7日までといいますのは、意見を集約して採択協議会に臨むということなものですから、教育委員会として採択希望の調査をするということです。その前段として、一般の方々にどういふような教科書を使ったらいいのかということで、今、見ていただいているという最中ですね。そして、その際に、これがいいんじゃないですかということでのアンケートもそこに入れていただいていると。さらに、学校に対して、どの教科書がよろしいでしょうかということでアンケートを今実施しております。それで、アンケートの回答期日が7月6日まで、一応教育委員会のほうに提出していただくようになってございます。それを集約をさせていただきますと、7月17日までにこの採択協議会の事務局が大崎市教育委員会で行っていただいておりますので、そちらのほうに教育委員会としての希望を報告するという流れになってございます。したがって、その現在展示しているアンケートが出てきたり、学校からのアンケートの結果を見たりしないと、教育委員会としてもどこの教科書がいいのかという判断がつかないと思いますので、7月6日までの報告ですので7日以降、教育委員会の臨時会を開催させていただきますと、教育委員会のここで協議をさせていただきますと、大崎市教育委員会の事務局に持っていくという流れにさせていただければと思っております。したがって、今後の日程というところにもちょっと絡んでくるんですけども、7日というのは実は土曜日なんですよね。そういうことで、6日というのは金曜日、来週の金曜日まで学校から、それから展示のアンケートも回収してくる、そして6日までにまとめると。したがって、9日から12日までの間で教育委員会の臨時会を開かなくてはならないような流れになってきております。そういったことで、臨時会を開いたときにはそのアンケートの内容を見ていただいたり、そういったところで話し合いをさせていただきたいと思っております。教科書の採択の流れはそういう形なんですが、じゃあ教育委員会として、この教科書ということで大崎地区の教科書採択協

議会の事務局のほうに送りましたならば、採択協議会が今度開催されます。もちろん、私も委員の1人でございますから、そちらのほうに出向いていきまして、大崎の教科書採択協議会の中でこの教科書を選択するということを決定します。そして、7月20日には、各教育委員会に対してこの教科書ですということと採択決定通知を示すと。そしてそれを受けた後、どの教科書かという部分について公表してまいるという流れになってございます。したがって、この7月の7日という部分が、これが土曜日だというお話をしましたので、この辺、17日以降はいいんですけれども、その7月7日というのがちょっとですね、日程が異なっているということになります。

流れについては以上なんですが、どうでしょうか、ご質問ございますか。今までの流れについて。よろしいですか。後藤委員さん、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 流れはわかったんですけれども、専門委員会で調査書作成とか、こういうことを6月26、27日ですかね、こういうものは参考として各教育委員会に配付されるものなんですか。

○教育長（大友義孝） 専門委員会、選んでいますからね。それは、まずもって、協議会のほうに報告になるんですね。各それぞれの教育委員会ではなくて、採択協議会のほうに報告になります。

○委員（後藤眞琴） 採択基準に基づく調査研究というのは、これ、6月26日、27日ありますね。この調査研究した結果、調査書作成ってなっていますよね。その作成したものを、各教育委員会に配られるものなんですか。参考にさせていただきますと。

○教育長（大友義孝） これは、今までは配られていなかった気がしますね。

○委員（後藤眞琴） 去年の場合、どうでしたか。去年は小学校の道徳の教科書ね。

○教育長（大友義孝） これは入手はできるはずなので。

○委員（後藤眞琴） もしそういうものが、参考までにあるならば。臨時会を開く前までに、僕たち予習できる時間でみんなに配っていただければありがたいんですけれども。

○教育長（大友義孝） わかりました。

○委員（後藤眞琴） 何でかという、今テキスト、8社から出ていますよね。それで、1年から3年まで、35教材があるんですね。それが8社出ているんです。それでやっと、一つ一つ教材をメモしながら読んで、一昨日だかやっと読み終わった。（「ありがとうございます」の声あり）ですから、それを今度自分なりの意見をコメントしながら、この教材いいとか、丸とかバツつけるから、だからそういうものをこの大崎地区の、美里町が属しているところで、

どのような評価をしているか、それを参考意見として見たりして、もしそういうものがありましたらよろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） わかりました。それでは早速来週月曜日に教育長会議がありますので、その際に提案申し上げますので、わかりました。承りました。

そのほか、教科書採択についてはよろしいでしょうか。入手したものは、先立ち、委員の皆さんにお配りさせていただいた上で、臨時の教育委員会を、後で日程決めていただきますが、開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（成澤明子） 多分、前の、この定例会のときに、展示会の名前というのを私たちが決めていいですかと言われて、はいと言ったと思うんですけども、何か実際に図書館で皆さんが見ているのを見ると、何だ、そうなんだ、小学校は教科書全部で、中学校は道徳だけねというのが、そこに行って実際に見て初めてわかるという感じだったから、やっぱり教科書展示会としたら小学校の平成31年度使用教科用図書の部とそれから中学校の平成31年の特別な教科道徳というのでやれば、皆さんも見やすかったのかなと。でもまだ開催中ですからいいですけども。

○教育長（大友義孝） 展示の方法ですね。わかりました。

○委員（後藤眞琴） 見ていないけれども、そんなふうになっているの。

○委員（成澤明子） 何か、中学校道徳・小学校何とかという形になっていたから、両方やっているんだという印象は余り受けられないような。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。図書館は明日、明後日もオープンしていますので、その辺のところは（「書き直したほうが」の声あり）そうですね。ありがとうございます。

それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。教科書採択について、また協議をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

報告事項

日程 第6 報告第12号 平成30年度美里町各小中学校の「学校教育力アップの具体策」について

○教育長（大友義孝） それでは、次に、日程第6に入ります。報告第12号 平成30年度美里町各小中学校の「学校教育力アップの具体策」について、木田先生から説明をお願いいたし

ます。

○学校教育専門指導員（木田真由美） では、平成30年度「学校教育力アップの具体策」について報告をさせていただきます。

座らせていただきます。

これは、美里町の小中学校の喫緊の教育課題を解決するために、当教育委員会で策定した目標のもとに、各小中学校で自校の具体的な取り組みを考えていただいたものの一覧です。昨年度までは、町目標に基づいて年度当初に各校で各校自体の下位目標になるものを定めただけだったので、年間を通じて各校で具体的にどのような取り組みが行われているのかということが見えなかったということがありました。そのため、各校の取り組みに温度差があったりとか、足並みがそろわなかったりというものが、結果のほうからも見えたのかどうか、結果自体も非常に具体性を欠いたような分析、考察になってしまったということがありました。ということで、今年度は町目標1本に絞って、本当に各学校で具体的にどのような取り組みをしていくのかということだけで考えていただきましたので、年度末にはどの学校の取り組みが有効だったのかということも検証できるのではないかと考えております。

4月に、前年度の実施計画の報告をいたしました。ポイントが低かったのが、1ページ目、小学校の1ページ目、中学校の1ページ目になりますが、学力向上のための取り組みの目標1の部分、CRT結果の有効活用をして指導改善を図るという部分の取り組みが弱かったという部分がありましたので、今年度各校で具体的に組みこんでいただいた結果、成果があったものを、次年度はもっと共有して、さらに町として統一した方向性をもって改善していけるのかなというふうにも考えております。

なお、秘密会の報告第11号の学習生活習慣調査は、この具体策の大項目に、小学校ですと5ページになります。目標の(1)から(4)、それから戻りますが、小学校でいうと3ページ目、目標の(3)ですね、そのページにある(3)ノーテレビ・ノーゲームデー60%以上、これの調査を年5回行うということになっております。ということで、また後ほど第2回の実生活習慣調査の結果について報告したいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どうでしょう、報告いただきましたが、何かすごく判定しやすいというか、大変こういうふうな整理がついたような気がするんですけども。委員の皆さんどうでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 随分見やすくなったと思いますね。これ、大変でしょうね、つくるの。

○学校教育専門指導員（木田真由美） 一生懸命切り取って張りつけました。学校さんのほうで

頑張っていたきました。

○教育長（大友義孝） 最終的にどの取り組みが有効だったかという、最後の年度末になってね、今度わかりやすくなるのかなという感じがします。こういったことで、学校の取り組みを今やっているということの部分でございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、これより日程第4に入りますので、秘密会ということになります。傍聴者の方におかれしては、大変申しわけございませんが、秘密会扱いという内容でございますので、ご協力をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時35分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きして再開させていただきます。

【秘密会】

【秘密会】終了

休憩 午後5時25分

再開 午後5時31分

○教育長（大友義孝） 再開させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） その他に入ります。3つございます。1つは、行事予定等についてとい

うことをごさいますので、資料のとおり今現在予定されておりますので、これはお知らせのみということにさせていただきたいと思います。

それから、2つ目、3つ目が臨時会と定例会の部分でございまして、先ほど申し上げました教科書の採択の関係で、どうしても臨時会を開かざるを得ない、その開いた上で教科書の部分をどれがいいかということをもと協議会のほうに申し送りしなきゃいけないということがあります。そこで考えましたところ、日程的には7月11日ごろに開催させていただいて、13日まで報告するというふうな考え方をしておるんですがいかがでしょうか、11日。どうぞ、留守委員さん。

○委員（留守広行） 全く都合悪いんです、私は。

○教育長（大友義孝） この日、都合悪い。では、次の日はどうですか。

○委員（留守広行） 次の日はいいです、私は。あとは皆さんで。

○教育長（大友義孝） 最悪13日でもいいことはいいんですね。（「まとめるのが大変だ」の声あり）そうですね、まとめるのがあるので。ただ、12日は、私が会議3つ入っているんです。

○委員（留守広行） 11日、もしできれば、午前中で。

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですか。じゃあ、午前中、早い時間のほうがいいですよ。9時とか。

○委員（留守広行） お願いできれば。

○教育長（大友義孝） じゃあ、よろしいですか、11日の9時からということで。お願いします。

○教育総務課課長補佐（角田克江） 会場はこちらで。

○教育長（大友義孝） 会場はここよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、お願いします。

それでは、確認をいたします。7月11日9時から臨時会を開くということで、場所はこここの場所をお願いしたいと思います。案件につきましては、先ほどの教科書関係がありますので、お願いいたします。その上で、協議会から今度決定通知をいただいた上で、教育委員会としての最終決定をするわけなんです、これは7月の定例会で多分大丈夫だと認識しておりましたので、13日まで送って、採択協議会が17日にあつて、その後に各市町村の教育委員会に決定通知が送られてくる、それをもって教育委員会で最終決定するという流れですので、それを考えますと、7月の定例会で最終確定で大丈夫だと思ってございます。それと連動するんですが、7月の定例会の開催予定日ということで、案を示させていただきますが、25、26、

27日のこの3日間の中で開催したいと思うんですが、ご都合の悪い日がございましたらそこを消していきたいと思うんですけども。

○委員（留守広行） 27日は都合が悪いです。

○教育長（大友義孝） はい。じゃあ、先のほうがいいか、25日はどうでしょうか、皆さん。

25日、9時、9時30分、どっちがいいのかな。

○委員（後藤眞琴） 通勤時間とぶつかると道路混むので。

○教育長（大友義孝） そうですね。9時30分ですね。7月25日、9時30分定例会でお願いします。

じゃあ、日程については、事務局のほうはどうですか、定例会が25日で臨時会は11日9時から。11日も9時半にしますか。早いほうがいいんだよね。

○委員（留守広行） 9時にお願いできれば。

○教育長（大友義孝） わかりました。

○教育総務課課長補佐（角田克江） 告示の日は逆算して、金曜日です。

○教育長（大友義孝） 告示、金曜日。臨時会の案件は、1件のみになると思うんだけど、定例会は普通の、多分議案審議も含めて、場合によっては区域外就学とかいろいろな部分が出てくるので。

では、委員会としては今の日程で出させていただきます。

それから、その他の案件として、委員の皆様方にお話しておきたい点がございます。

美里町教育委員会の会議規則というのが現在ありまして、それを地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが改正されているんですよ。現在、現行の教育委員会制度で動いているんですが、その辺の法律の改正に伴って、会議規則のほうももう一回見直しをさせていただいて、委員会のほうにお示しをさせていただきます。それで、ご協議をいただいた上で、場合によっては規則の改正も必要かと思しますので、前もって直す部分、ちょっと考えてみますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○委員（後藤眞琴） そのことで。新しい教育長さんになる前に、教育委員会会議規則というのをつくっておかなきゃならなかったんですけども、これ、僕の怠慢で、つくらないで大変申しわけありませんでした。ただ、地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律でしたっけ、それによりますと、言いわけになりますけれども、教育委員会規則をつくることのできる、できるという規定になっているんですね。ただ、ほかの条文を読みますと、これこれは教育委員会の規則によるというふうになっているんです。僕たちが教育委員会の会議を運営するに当た

っては、ちゃんとした規則があるんですよね。それを、前もってちゃんとそれに従ってやっておこなきゃならなかったのに、これ、僕の、本当に怠慢以外の何物でもありませんでしたので、本当に改めておわび申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そういったことで、お示しをさせていただくことになりますので、ご協議をひとつお願いいたします。

それから、あわせて、教育基本方針大綱そのものについていろいろご審議を今までいただってきておりました。最終的には、総合教育会議のほうでご議論をいただくことになります。これは、町長のほうと日程を詰めさせていただきまして、教育委員会の会議とは別に設ける機会が出てまいりますので、どうぞご参集通知が届いた際には、万障繰り合わせの上、出席をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

その他、委員の皆様方から、報告や意見等々、もしあればなんですが。会議の中でなくてもいろいろと意見等々頂戴する機会もありますので、そちらのほうでも構いませんので、よろしくをお願いいたします。よろしいですか。

○委員（留守広行） この間、大阪のほうで大きい地震が発生いたしまして、ブロック塀で亡くなられた女の子さんがおいでになるということでございまして。多分通知があったかと思うんですが、町内の小中学校、学校施設伴う通学路等々も点検していただいたかと思います。もし、緊急にしなきゃならないというところがあれば、どうか早くお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

留守委員さんのご指摘のとおり、通知をいただく前にうちのほうはやっておりました。すぐ対応しまして、まずは、これも報告しなければなかったので大変申しわけないんですが、まず、学校を通して通学路点検を再度やることということで、学校の教職員のほうで対応していきました。一番最初はそうです。次に、教育総務課の職員と、それから防災管財課、建設課か（「建設課です」の声あり）建設課とあわせてちょっと点検をさせていただきまして、さらに通学路だけでない、学校敷地内の施設についても調査をかけているところでありまして、こちらは教育委員会だけでやったんですけれども、やはり、建築士の資格をお持ちの方に随行してもらわないと判定できない部分もちょっと出てきたんですね。それが最終調整で今やっています。新聞には、美里町は1カ所が通学路でブロックの倒壊のやつが1件と出ておったんですが、これは教育委員会の調査ではなくて、町として過去に調査した分の1件ということが出ております。ただ、通学路そしてブロック塀というのはあくまでも個人の所有物でありますから町としては

呼びかけをするということがまず1つ目になろうかと思えます。その次には、ブロック塀の撤去を自分の費用でやらなきゃいけないのかという費用面も発生してくるわけですね。そういったところもいろいろ含めて、今後検討していくことになろうかと思えます。当然、学校敷地内の部分については、教育委員会で責任を持って対処するようにやりたいと思っておりますので、後で、もしあった場合はですよ、お知らせを、なくてもお知らせはさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成30年6月教育委員会定例会を閉会させていただきます。長時間にわたりまして大変ご審議をいただきました。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後5時46分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____